

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和3年3月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	産業廃棄物の種類について
概要	事業活動に伴い化粧品を廃棄したいので、廃棄物の種類について教えてもらいたい。
対応	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物は、成分と性状により産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に区別されます。</p> <p>お尋ねの化粧品が液状で、成分が油分とアルカリ性溶液の場合には、「廃油」と「廃アルカリ」の2種類からなる混合物にあたり、産業廃棄物です。また、化粧品が液状でなく粒状・粉状であれば、産業廃棄物には該当せず一般廃棄物です。さらに、化粧品がプラスチック製の容器に入っていれば、容器は産業廃棄物の「廃プラスチック類」に該当します。このように廃棄物の種類は、成分と性状の組み合わせで決まります。</p> <p>※産業廃棄物の種類</p> <p>https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/about_industrial/about_02.html</p>